

INAXメンテナンス事件の最高裁判決（概要）

1. 事案の概要

- Xらは、住宅設備機器の修理補修等を業とするA会社との間で業務委託契約を締結して修理補修業務に従事しているカスタマーエンジニア（以下「CE」という。）である。Xらが加入する労働組合が、労働条件等に関してA会社に団体交渉を申し入れたところ、A会社がCEが労組法上の労働者に当たらないとして団体交渉に応じなかったため、労働組合が不当労働行為に該当するとして申立てを行った。
- 大阪府労委は、CEの労組法上の労働者性を肯定し、団交応諾等を内容とした救済命令を発出した。A会社はこれを不服として、中労委に再審査を申し立てたが、中労委はA会社の再審査申立を棄却した。A会社はこれを不服として、東京地裁に中労委の再審査申立棄却命令の取消を求めた。
- 東京地裁は、CEの労組法上の労働者性を肯定し、A会社の請求を棄却した。A会社はこれを不服として控訴したところ、東京高裁は、CEの労組法上の労働者性を否定し、国の請求を棄却した。国は最高裁に上告。

2. 最高裁判所判決の要旨（平成 23 年 4 月 12 日 最高裁第三小法廷判決）

- A会社はXらを全国の担当地域に配置を割り振って日常的な修理補修等の業務に対応させており、XらはA会社の事業の遂行に不可欠な労働力として、その恒常的な確保のためにA会社の組織に組み入れられていた。
- A会社とXらとの業務委託契約の内容は、A会社の定めた覚書によって規律されており、個別の修理補修等の依頼内容をXらが変更する余地がなく、A会社がXらとの契約内容を一方的に決定していた。
- Xらの報酬は、A会社による個別の業務委託に応じて修理補修等を行った場合に、あらかじめ決定した顧客等に対する請求金額に、A会社が決定した一定率を乗じ、これに時間外手当等に相当する金額を加算する方法で支払われていたのであるから、当該報酬は労務の提供の対価の性質を有する。
- Xらは、A会社から修理補修等の依頼を受けた場合、直ちに遂行するものとされ、Xらが承諾拒否を行う割合は1%弱であり、1年間の業務委託契約はA会社の異議があれば更新されないものとされていたこと等に照らすと、Xらの承諾拒否を理由に債務不履行責任を追及されることがなかったとしても各当事者の認識や契約の実際の運用においては、XらはA会社からの個別の修理補修等の依頼に応ずべき関係にあった。
- Xらは、A会社が指定した担当地域内において、決められた時間内にA会社から発注連絡を受けていた上、A会社の制服を着用し、業務終了時には報告書をA会社に送付

していた。また、A会社から、作業手順、心構え、接客態度等までが記載されたマニュアルの配布を受け、これに基づく業務の遂行を求められていたため、XらはA会社の指揮監督の下に労務の提供を行っており、場所的・時間的にも一定の拘束を受けていた。

- 以上の諸事情を総合考慮すれば、XらはA会社との関係において労働組合法上の労働者に当たると解すべき。
- 本件議題は、Xらの労働条件等又はXらの加入する労働組合とA会社との団体的労使関係の運営に関する事項であって、A会社が決定可能な事項であるから、A会社が正当な理由なく当該労働組合の団体交渉を拒否することは許されず、A会社の拒否した行為は労働組合法第7条第2号の不当労働行為を構成する。

<裁判官の補足意見>

- CE 制度の趣旨からすれば、本来、CE 制度の対象者は、法人であるか個人事業者であるかを問わず、また、その者が CE としての業務以外に主たる業務を有していても差し支えない。CE 制度の対象者が CE 制度の求める業務以外に主たる業務を行っていたり、複数の有資格者を雇傭し、複数の管轄営業所やサービスセンターを担当しているような場合には、純然たる業務委託契約であって、一般の外注契約関係と異ならない。
- 本件では、業務委託契約書の様式及びその内容は、専ら有資格者が自ら個人として直接の受託者となる場合を予定するものであり、過去においてもこれと異なる態様で本件業務委託契約が締結されたことをうかがわせる証拠は存在しない。
- 本件業務委託契約の内容及びその委託業務履行の実態からして、CE が CE としての業務以外に主たる業務を有していることもうかがわれない。
- A 会社がインターネットに掲載していた CE の募集広告には「給与」等の項目の記載があり、外注業者を募集する内容とは到底いえない。
また、CE 制度の説明文中にも、「健康診断」等の独立した事業者との契約内容にそぐわない事項が定められている。
さらに、A 会社が CE に携行させていた、名刺には氏名の下部に A 会社の会社名のみが記載されており、身分証明書として A 会社の会社名を記載して押印したものが発行されていた。
- 以上の事実関係からすれば、Xらを含む CE が労働組合法上の労働者に該当することは明らかであって、それを否定する余地はない。